

院外処方せんにかかる医科レセプトの病名漏れ等について（お願い）

本会では正確なレセプトの提出を促進するため、昨年、「国民健康保険診療報酬等請求の手引き（医科）平成 17 年 9 月」を作成し、各保険医療機関に配付させていただき、正確なレセプト作成について御協力をお願いしているところですが、平成 18 年 4 月の請求省令の改正により、医科レセプトと調剤レセプトの突合審査の対象となる調剤レセプトの合計点数 2,000 点以上が 1,500 点以上に改正されました。

つきましては、レセプト提出の際に、処方せんの内容とレセプトの病名漏れ等を再度確認していただき、正確なレセプトの提出をしていただきますよう御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。